

報告書

診療における患者自己負担金の未収問題について

四病院団体協議会

治療費未払問題検討委員会

2006. 8

医業未収金は誰が負うべきなのか。

日本精神科病院協会副会長 山崎 學

医療費削減政策の中で、すべての医療機関の経営は苦しさを増してきた。特に、診療所より病院でその傾向は著しい。収入が縮小してくれば当然として支出の削減に努めなければならない。従来からの問題ではあるが、取り組むことが困難とされてきている医業未収金も、近年増大するようになり看過できない問題となってきた。

のことから、四病院団体協議会では「治療費未払問題検討委員会」を設置し、この問題についての検討協議を重ね、加盟医療機関の全数調査もおこなってきた。

その検討経緯の中で、公的保険制度における保険契約のあり方と解釈が大きな問題として明らかになった。保険医療機関が行っている患者自己負担金の窓口徴収は、「事務委託」なのか「債権譲渡」なのか。という点が不可解である。

保険法には別添のごとくの条文（資料参照）で定められていることから、「債権譲渡」とは思われないし、自己負担金の未収金は保険者の未収金（債権）と考えられる。

であれば、一定の善管義務を果たした後は、保険医療機関から保険者へ未収金の請求がおこなわれるべきものであり、これまでその請求を怠ってきたのは医療機関側ではなかつたのだろうか。まずは保険者に請求を起こし、請求に応じない場合は、その是非についての法的な解決を目指すべきではないかと考えられるのである。

委員会が行った全数調査によれば、加盟の 5,570 病院での総額未収金は毎年約 373 億円に上り、3 年間の累積は約 853 億円余になることがわかつた。

これらの欠損は、個々の医療機関に与える負担だけではなく、医療制度全体にも影響をきたすこともわかつてきただ。

中間的な取り纏めとして、これまでの検討経緯を集めて本報告書を作成した。今後は、各方面に配布して、これらの問題についての認識を高め、早急な対応と対策を要望していくこととした。

報告書

診療における患者自己負担金の未収問題について
四病院団体協議会治療費未払問題検討委員会

《 目 次 》

巻頭： 医業未収金という問題について

～医業未収金は誰が負うべきなのか～

日本精神科病院協会副会長 山 嶋 學

1、医業未収金の問題点と解決に向けて (P 5 - P 10)

日本精神科病院協会常務理事 千 葉 潤

2、診療における患者負担金の未収金に関する調査結果 (P 11 - P 31)

日本精神科病院協会病院経営管理委員会委員

山 本 紘 世

3 以下略

医業未収金の問題点と解決に向けて

医業未収金の問題点と解決に向けて

日本精神科病院協会常務理事 千葉 潤

わが国の国民は、現在、世界中で一番安全な、質の高い医療サービスの供給を受けている。甘受している恩恵について国民や社会全体の認識は薄い上に、さらなる安寧を求める欲の化身となりつつある。GDPに対する医療の費用が日本とほぼ同等のイギリスでは、「救急患者は4時間以内に診察を受けることができるようとする」とか「必要な手術は6ヶ月以内にもらえるようとする」といった公約を掲げて首相になるような医療サービス提供状況である。医療にかかる費用（コスト）はわが国の7～8倍であるにもかかわらず、この状況にある。（例えば1日の入院費用は患者一人あたり8万円弱、日本は1万5千円～2万円程度である。）全額を国庫で負担しているか、保険制度としているかの違いだけで、国全体の医療費の総額は相違がない。しかし、常に「いつでも」「どこでも」「平等な」医療を受けることのできるわが国と、命を得たければ民間保険に加入し、多額の費用を別に支払わなければならない国との医療サービス提供の差異はあまりにも大きい。しかし昨今、わが国の政府は社会保障費用の削減政策を進め、医療費をマイナス改定するだけでは足りず、保険料率の改定（上昇）や自己負担率の増加など、国の支出を削減し国民に負担させる方向を進めている。一方で、外資系製薬会社などから外国で発売している薬剤を高い薬価で販売させられ、外国製の医療機器を高い値段を保護する条件で輸入するなどの外圧に影響される政策を続け、さらに様々な人員基準や設備構造基準などで、人件費や建築コストなどを押し上げて、医療にかかる費用を政策的に押し上げつづけるという矛盾を行っている。このような中で、国民も医療サービスを提供する医療機関も、それぞれの負担は大きくなるばかりで、これに伴っての様々な問題が発生している。保険診療における患者自己負担金を未払いし、医療機関が未収金として、医療サービスの対価を回収できないという、この医業未収金問題も、徐々に軽視できない社会問題となっている。

この問題は、医療サービスを受けた患者側をみれば、「払えない」と「払わない」という2種に分けられ、一部には「十分な医療サービスの受給をあきらめる」という、あるまじき結果を誘導している。医療サービス提供側をみれば、「欠損金」「税務処理」「回収手段」といった経営上の問題や、未収の発生しやすい「救急診療からの撤退」や「未加入保険者の診療回避」そして「応招義務の是非」等々におよぶ。

患者の自己負担率は上がり続け、現在は3割負担を窓口に支払う。しかし、経済的な理由で支払いができない患者は増加しており、高額医療費還付制度やその他の社会扶助制度によっても、救済しきれない患者が多くなった。必要な入院を断念して通院医療に移行することを申し出たり、具合の悪さを市販薬などに頼り必要な受診が遅れることも見られる。診療にかかる自己負担金が大きく影を落としていることが伺われる。一方で、医療サービスを空気や水のごとくに認識している者たちもいる。医療サービスを受けていながら、自己負担金の支払いを拒絶する者たちで、その多くは確信犯に近い。「病院が金にうるさくする」「対応がなってないから払わなくて当然」などと、自己中心的な論理をかざし、請求の連絡や回収者に罵詈雑言を浴びせ返す者もいる。本来は、無錢飲食や無錢乗車と同等な類犯罪行為であるにもかかわらず、それらの認識がない。薬店には「薬をかいに」行き、病院には「薬を貰いに」行くといった言葉の慣用に表されるように、医療サービスが行き届き、「医療を受けることができるのは当たり前」といった利便さが、こういった不見識な者を生み出しているといえる。患者自己負担金の支払いが困難な国民に対しての社会扶助とそのアクセスを細やかに整える必要があるし、そういった相談を受け付けて対処するソーシャルワーカーなどの配備を進めるとともに、こういう業務のコストについても手当てされねばなるまい。(現在はソーシャルワーカーなどの対応業務は無料でボランティア的なサービスとなっている。) 意図的に支払いを拒む者については、犯罪行為としての位置付けを明確にして、社会的な処罰を発動できるなどの、厳正な対応を行うシステムに構築し周知を図ることによって、激減できると思量する。これらも制度上の問題であり、医療機関の責務と押し付けるのは、行政の怠慢としか映らない。

本報告に収載してある調査結果によれば、各医療機関の保険診療における自己負担金の未収は、その調査対象病院のほとんどで生じており、年間に一施設あたり平均716万円に及び、過去3年間の累積未集金額は一施設あたり1,620万円になっていることが判明している。調査をおこなった四病院団体協議会に加盟の医療機関5,570施設での総額を推計すれば、未収金の年総額は373億508万円になり、過去3年間の累積総額は853億3684万円となることがわかった。もちろん、わが国の病院総数はさらに多く存在することから、年額500億円を超える未収金を、医療機関である病院が自己負担しているという、大問題であることが明瞭になったわけである。

これら未収金の回収は、現在医療機関側での回収が多大な労苦でもって行われている現状がある。それでも、かくまで多額の未収金を抱えているわけである。

さて、これらの保険診療における患者自己負担金の未収は、誰の未収となるべきものだろうか。医療機関はこれまで、窓口で保険診療の患者自己負担金を徴収し、それを除く分について保険者に診療報酬請求するもので、窓口徴収できなかった分は医療機関の負担になるもの・・・と、あやまつた認識を持っていたのではないだろうか。医療機関が保険診療を行うことについての契約は、保険の運営主体である保険者と交わしている。その保険上の契約は、行為別や医療材料あるいは薬剤など毎に定められた保険診療点数を診療の内容に応じて請求することで全額支払を受ける（10割給付）というものであったはずである。割合に応じた患者自己負担の支払い義務は、保険者と被保険者である患者（国民）との間で交わされた契約であって、保険者と保険医療機関との間の契約事項ではない。保険者と保険医療機関との間に交わされているのは、その患者自己負担金を受診医療機関の窓口で代行徴収し、その他の部分を保険者に請求するという事務手続きについての定めだけである。本来は、診療にかかる請求を全額（10割）について保険者に診療報酬請求し、医療機関は保険者から支払いを受ける。保険者は、その診療請求にしたがって、定めた割合の自己負担を保険加入者である患者（被保険者）から、自己負担金を徴収する。それが、保険契約の正規の姿であろう。公的医療保険以外の保険契約を見渡せば、一般社会で当然であることは論を待たない。本来は保険者が徴収すべき自己負担金を、受診した医療機関窓口で患者（被保険者）に支払わせることで、保険者が利便と効率を求めたわけである。言って見れば、自己負担金の徴収などの面倒なものは保険医療機関に押し付け、楽な道（手抜き）を造ったといえよう。このような経緯についての十分な検証も行わず、衆院厚生労働委員会の質疑（平成18年4月14日）で古川元久議員（民主）の追求に、「保険者には未収金の支払い義務はない」と厚生労働省水田保険局長は回答しているが、はなはだしい認識の誤りであったといえる。これらの保険契約の法的な解釈を明瞭にして、未収金に対する保険者の責務を明らかにしていくこと以外に、保険診療における医業未収金問題の解決の方法はない。

これらの未収金の問題は、さまざまな影響を拡大していく懸念を有している。設置種別でみると未収金の多いのは、公的な医療機関であることがはつきりとしている。公的な医療機関は、赤字のすべてを補填補助に頼っていることもあり、未収金の回収に熱心ではないことも原因の一つにあげられているが、結局は未収金によって生じる赤字部分の補填の原資は、国税や地方税などの、国民が支出した税金に拠っているわけである。これらの未収金のつけは、国民が支払われている。公的な医療機関において未収金が発生する原因の多くは、救急医療などの地域貢献によるものである。救急で診療した患者の支払いは翌日以降

になる事が多く、未払いのケースが多発する。喉元過ぎれば。。。という、モラルの低下が存在する。はなはだしきは、当初から支払う意志が無く、記載していった住所や連絡先が全くの出鱈目であったケースも散見するという。地域医療に熱心に取り組む結果が、未収金による赤字の増大では、こういった充実についての意欲を殺ぐ結果になろう。加えて、最近増加している保険証を持たない外国人労働者の診療の問題もある。こういった場合の国からの支援策は、現在皆無である。

保険料を未納している者が診療を受ける際に発行される資格証明証による受診も、さらなる未収金の温床となっている。窓口徴収を10割とし、後日に保険者から被保険者である患者が、自己負担分を差し引いて払い戻しを受けるものであるが、もともと保険料を支払わず未納となっている者について、「そちらで全額徴収しろ」という証明証を付けてまわされ、診療費が回収できる見込みの薄い診療を強要されなければならない保険医療機関も、忸怩たる思いがある。そもそも「法による診療応招義務」は、国民皆保険制度のわが国において、診療費の支払いがなされないことはありえないことが前提にあるのではないか、といった議論も生じている。

本報告の木ノ元弁護士の記載文中に、わが国の公的医療保険制度の推移がまとめられているが、社会情勢の変化や国民意識の変容などによって、公的医療保険制度は時代に翻譯を生じてきているといえる。その抜本的な検討も必要であろうが、いまだに保険証の資格確認が即座に行えないシステムや、未収金を保険医療機関に押し付けているシステムなどの改善は、早急に取り組み手続きなどを構築すれば解決できるものであるから、国が主導的に保険者の整備や対応について介入していくべき責務がある。

それらが為されないのであれば、医療機関は個別に保険者に対して未収金処分の申請を提出し、保険者から医療機関に対しての未収金支払いを要求し（これらのモデル書式は報告の中に収録してある）、実施されない場合は法廷で保険契約について契約法上の解釈を争うことにならざるを得ない。全国での集団訴訟も視野に入れる必要があろうし、解決のために大同団結する必要がある。

これまで、保険診療についての預り金や保証金は、行政指導として厳として認めていないし、保証人がない患者の診療を拒絶してはならないなどとされてきた。この反面では、保険者に未収金の支払い義務は無いと居直りするのは、整合性に著しく欠けている。この問題について解決に向かう対応がなされないのであれば、当面の問題として医療機関は、保証金や保証人あるいは民間医療機関での未払い者の診療辞退（公的病院での診療に集約）などの対応を模索しなければならない。

未収金の責務は保険者なのか保険医療機関なのか・・・をさておいても、現実の未収金問題への対処として、病院団体としては、加盟の各医療機関がこれらの統一した対応をとるために、未収金対応ガイドラインなどを作成して周知していくことが必要である。このガイドライン作成にあたっては、先の保証金などのあり方も含め、種々の面で指導行政側に見解を求め、明確にしなければならないことが多くあることを指摘しておく。

診療における患者負担金の未収金
に関する調査結果

診療における患者負担金の未収金に関する調査結果

日本精神科病院協会病院経営管理委員会委員 山本紘世

1. 調査のあらまし

1 調査の目的

近年、病院窓口での患者一部負担金の未払いが増加し、それによる未収金が病院の経営を圧迫していきているが、介護保険法改正で居住費や食費が患者負担となり、ますます未収金の増大が見込まれ、病院経営上大きな問題となってきている。そこで四病協としても対応する必要があると平成17年3月16日四病協総合部会で治療費未払問題検討委員会の設置が承認され、平成17年6月9日に第1回の委員会が開催された。

未払金については、昭和34年に厚労省保険局長通知で、医療機関が支払つてもらうように努めたにもかかわらず患者が支払わない場合は、医療機関の請求に基づき保険者が一部負担金を医療機関に支払うという規定があるが現実には支払われていないこと、治療費一部負担金の他にも特別室等の保険診療以外の自己負担金があること、救急医療の実施機関との関連、保険未加入者の全額自己負担証明による診療の問題及び未払いが多い地域の特性などもあり、その実態調査を実施し、何らかの法的システムの構築を目指すことを目的に四病協加入病院への全数調査を施行することになった。

2 調査の対象

平成17年7月1日現在、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会、日本病院会（五十音順）の四病院団体に加入する5,570施設の全施設を対象とした。

3 調査の時期

平成17年7月31日現在で、平成16年4月から平成17年3月までの1年間に発生した窓口徴収する診療費の一部負担金及び室料などの特定療養費等自費についての未収金と、累積未収金総額については平成16年4月から平成17年3月までの1年間分と平成14年4月から平成17年3月までの3年間分について調査を行った。

4 調査事項

アンケートに用いた「診療における患者負担金の未収金に関する調査票」はこの報告の末尾に載せている。

- (1) 県名、医療機関名
- (2) 公的、医療法人、民間・個人別
- (3) 病床数及び一般・精神科・医療療養・療養介護の病床構成別
- (4) 国保分の入院・外来の未収金件数とその合計金額及びそのうちに含まれる資格証明書分の件数と合計金額
- (5) 社保分の入院・外来の未収金件数とその合計金額
- (6) 自費分（室料差額等も含む）の入院・外来の未収金件数とその合計金額及びそのうちに含まれる産科、自賠責分の未収金件数とその合計金額
- (7) 介護保険分の入所介護と入院介護での未収金件数とその合計金額
- (8) 累積未収金総額

調査期間分（平成16年4月～平成17年3月）

過去3年間（平成14年4月～平成17年3月）

5 調査の方法

郵送調査を採用し、調査票の送付と回収の双方を各病院が所属する団体が郵送により行った。

複数の団体に加入している病院については発送前に重複発送を調整したが、一部重複発送した病院あり回収後に調整を行った。

6 調査の回収率

調査票の回収締め切り日を平成17年9月16日としたが、期日までに回答のない病院には各団体から催促してもらい、最終的には5,570病院に発送し、3,273病院から回収を得た。回収率は四病協全体では58.8%となった。団体別回収率は全日本病院協会53.4%、日本医療法人協会51.2%、日本精神科病院協会71.0%、日本病院会60.4%であった。（表1）

7 調査票の集計と結果表のとりまとめ

データの入力は外部業者に委託したが、集計と結果表のとりまとめは日精協精神医療情報研究センターが行った。

8 報告書の作成

四病協・治療費未払問題検討委員会の委員によつて検討され、作成された。

調査結果

1 有効回答施設の総病床数と平均病床数（表2）

3, 273回収病院のうち1病院が無効と判定され、有効回答施設は3, 272施設となった。

総病床数は729, 208床で平均病床数は222. 9床であった。

2 累積未収金総額（表3）

平成16年4月～平成17年3月1年間の累積未収金総額についてみると、回答があった施設

は3, 269施設で、未収金あり施設が3, 058施設（93. 5%）で、未収金なし施設は211施設（6. 5%）であった。未収金合計額は218億9413万0769円で1施設平均未収金額は715万9624円であった。

平成14年4月～平成17年3月3年間の累積未収金総額についてみると、回答があった施設は2, 780施設で、未収金あり施設が2, 629施設（94. 6%）で、未収金なし施設は151施設（5. 4%）であった。未収金合計額は425億9181万5144円で1施設平均未収金額は1620万0767円であった。

3 未収金累積総額別施設数（図-1）

累積未収金額を総額別にみると、図-1に示すように累計1年では100万円未満の施設が32. 2%を占め、次いで100万円台が14. 2%、200万円台が9. 3%で、500万円未満が66. 9%であった。一方、未収金100万円以上の施設も15. 5%と多い。

累計3年では、100万円未満の施設が21. 7%、次いで100万円台が10. 2%、200万円台が7. 9%で500万円未満が50. 9%と減り、700万円以上が増加し、1000万円以上の施設が28. 6%と多くなっている。

4 保険別内訳（表4）

（1）国民健康保険

国保分の入院・外来の未収金あり施設数、未収金件数とその合計金額、1施設あたりの件数と未収金額、1件あたりの未収金額及びそのうちに含まれる資格証明書分の件数と合計金額を全体で集計した結果を表4に示す。

入院についてみると、未収金あり施設数は2, 599施設で有効回答数に対する割合は79. 4%であった。未収金件数は67, 537件で未収金総額は71億4253万2119円であった。これを1施設あたりでみると、1施設

26. 0件の未収金があり、その総額は274万8185円で、1件あたり10万5757円の未収金であった。これを一旦窓口で医療費の10割を支払い、滞納保険料の手続きを済ませた後に診療費の7割が保険給付される資格証明書交付患者に限って集計すると、未収金あり施設は135施設で有効回答数に対する割合は4.1%で総件数は287件で、1施設あたり2.1件であった。

1件あたりの未収金額は24万1905円で通常の国保分に比べて資格証明書交付患者は2倍以上の未収金額になっている。

外来についてみると、未収金あり施設数は2,251施設で有効回答数に対する割合は68.8%で入院患者に比べ外来未収あり施設は少ない。しかし、未収金件数は127,517件で1施設あたり56.6件と多い。未収金総額は1施設あたり25万7108円で、1件あたり4,539円であった。資格証明書交付患者に限って集計すると、未収金あり施設は223施設と増え有効回答数に対する割合は6.8%で、1件あたりの未収金額は1万7788円で通常の国保外来分に比べて資格証明書交付患者は4倍の未収金額になっている。

(2) 社会保険

社保分の入院・外来の未収金あり施設数、未収金件数とその合計金額及び1施設あたりの件数と未収金額、1件あたりの未収金額を表4に示す。

入院についてみると、未収金あり施設数は2,015施設で有効回答数に対する割合は61.6%であった。未収金件数は28,709件で未収金総額は31億5684万1106円であった。これを1施設あたりでみると、1施設14.2件の未収金件数でその総額は156万6671円で、1件あたり10万9960円の未収金で、国保入院分未収金額とほぼ同額であった。

外来についてみると、未収金あり施設数は2,055施設で有効回答数に対する割合は62.8%であったが、1施設あたり48.5件と多かった。未収金総額は1施設あたり21万2170円で、1件あたり4,378円で国保外来分とほぼ同額であった。

(3) 介護保険

介護保険分の入所介護と入院介護での未収金件数とその合計金額については、介護保険分として合わせて集計とした。

未収金あり施設数は408施設であった。1件あたり9万0468円の未収金で介護保険でも1件平均9万円の未収金が生じていた。

(4) 自費診療

自費診療分の入院・外来の未収金あり施設数、未収金件数とその合計金額、1施設あたりの件数と未収金額、1件あたりの未収金額及びそのうちに含まれる産科、自賠責分の件数と合計金額を全体で集計した結果を表4に示す。

入院についてみると、未収金あり施設数は1,871施設であった。未収金件

数は36, 308件で未収金総額は39億1072万4180円であった。これを1施設あたりでみると、1施設19.4件の未収金があり、その総額は209万0179円で、1件あたり10万7710円の未収金で国保、社保とほぼ同額であった。これを産科、自賠責にだけでみると、産科は1施設あたり144万8628円、1件あたり15万9625円の未収金額で高額の未収金になり、自賠責は1施設あたり270万3692円、1件あたり47万7063円と調査時点では他と比べ約5倍の高額の未収金額であった。

外来についてみると、未収金あり施設数は1,766施設であった。未収金件数は1施設あたり55.7件と国保外来分と同等であった。未収金総額は1施設あたり81万6476円で、1件あたり1万4663円で国保、社保外来に比べて約3倍未収金額である。産科、自賠責にだけ限ると、産科は1施設あたり10.2件あり、1件あたり8,214円の未収金額で、自賠責は1施設あたり31.3件、1件あたり2万2251円と未収金額が高い。

5 病床区分別集計（表5）

一般・精神科・医療療養・療養介護の病床構成別に未収金をみたのが（表5）である。

（1）一般病床

一般病床8割以上を一般病床とした。施設数は1267施設で平均病床数は257.6床であった。回答した病院の96.4%（1,221病院）が1年累計で未収金ありと答え、未収金なしはわずか3.6%施設だけであった。全一般病床未収金総額は158億3072万7955円にのぼり、1施設あたり1296万5379円の未収金があった。累計3年間でみてみると、1施設平均未収金額は3082万3668円となっている。この値は累計1年の3倍にはなっていないが、その理由として最近1年間で未収金が増加しているのか、2～3年がかりで回収・損金処理が行われているとも考えられる。

（2）精神病床

精神病床8割以上を精神病床とした。774病院が回答し、平均病床数は253.7床であった。未収金ありが704施設（91.0%）で、未収金なしは70施設（9.0%）で1施設平均未収金額は314万9818円であった。累計3年間でみてみると、1施設平均未収金額は532万5836円で、やはり最近1年間での未収金額が増加している。

（3）医療療養病床

医療療養8割以上を医療療養病床とした。127施設が回答し、平均病床数は114.4床であった。未収金ありが107施設（84.3%）で、未収金なしは20施設（15.7%）で1施設平均未収金額は157万8929円で